

寄付金に対する免税措置について（ご案内）

1. 個人からの場合

学校法人千葉敬愛学園は、寄付金の募集について文部科学省から『税額控除対象法人』及び『特定公益増進法人』としての証明書交付を受けております。本学園にご寄付をいただいた場合は、所得税の計算において優遇措置が認められており、所得税の「**税額控除**」または「**所得控除**」のいずれかを選択いただくことにより一定額の控除を受けることができます。さらに、お住まいの地域によっては、都道府県・市区町村が条例により指定した寄付金が住民税の軽減対象となります。詳細については、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

（1）所得税の寄付金控除

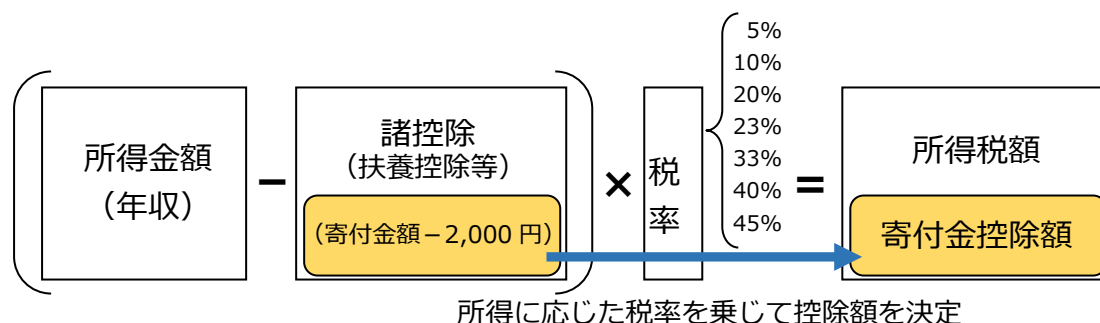
① 税額控除

寄付金額（所得の40%が限度）から2,000円を差し引いた額の40%を所得税額から控除できます。（ただし、所得税額の25%が上限）

$$\boxed{\text{(寄付金額 - 2,000円)}} \times \boxed{\text{税率 40\%}} = \boxed{\text{寄付金控除額}}$$

② 所得控除

寄付金額（所得の40%が限度）から2,000円を差し引いた額を、所得（課税所得金額）から控除できます。



（2）個人住民税の寄付金控除

$$\boxed{\text{(寄付金額 - 2,000円)}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{寄付金控除額}}$$

※ 都道府県指定寄付金：4%
市区町村指定寄付金：6%

※ 年間の総所得金額等の30%が限度となります。

<寄付金控除を受けるための手続きについて>

- ① 所得税の寄付金控除と個人住民税の寄付金控除の適用を受ける場合は、ご寄付をいただいた翌年の確定申告期間中に所轄税務署で確定申告をする必要があります。
- ② 上記の手続きには、本学園から送付する(1)本学園発行の『領収書』、(2)『税額控除に係る証明書（写）』または『特定公益増進法人であることの証明書（写）』が必要となります。

2. 法人からの場合

法人様（企業等）が本学に対して行った寄付金については、寄付金額を当該事業年度の損金に算入することができます。損金算入の方法には、【受配者指定寄付金】と【特定公益増進法人に対する寄付金】の2種類があります。

（1）受配者指定寄付金

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という）を通じて寄付者（企業等）が指定した学校法人へ寄付していただく制度で、寄付金の全額を損金として算入することが認められています。この税法上の優遇措置を受けるためには、事業団宛てに申し込み手続きをする必要がありますが、事業団への手続きは本学で行います。

なお、損金算入手続きには、事業団が発行する『寄付金受領書』が必要となります。この書類は、本学を經由して寄付者（企業等）に送付いたします。

（2）特定公益増進法人に対する寄付金

法人様（企業等）が本学に寄付された場合、特定公益増進法人に対する寄付金として、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金として算入できます。

本学から送付する(1)本学発行の『領収書』、(2)『特定公益増進法人であることの証明書(写)』によって税制上の優遇措置の手続きを行うことができます。

■ 特定公益増進法人に対する寄付金の特別損金算入限度額の計算方法

$$\left(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\% \right) \times 1 / 2 = \text{損金算入限度額}$$

※「特定公益増進法人」への寄付の損金算入限度額を超える部分の金額は、「その他の法人等」への寄付として損金算入ができます。

■ 「その他の法人等」への寄付金の損金算入限度額の計算方法（参考）

$$\left(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{当該年度所得} \times 2.5\% \right) \times 1 / 4 = \text{損金算入限度額}$$